

獣医療広告制限見直しにかかる論点 (9/14時点の委員からの意見等)

○ 広告制限見直し全般について

- ・ 情報が多い方が飼育者は歓迎する傾向にあると思うが、「広告で明示しない」と消費者が混乱するもの」、「情報過多に惑わされることにより飼育者被害がないこと」、「動物の生命・身体に害をあたえないこと」という点が必要ではないか。
- ・ 獣医療に関する十分な知識がない飼育者が、広告規制による限られた数少ない情報の中で、診療機関を選択せざるを得ないことのほうがデメリットではないか。「情報開示すべき内容」は何かという点が必要ではないか。
- ・ 技術、療法について、記載内容の拡充は検討すべきだが、一方で専門性を広告できるとも考えられる。

○ 専門医の広告について

- ・ 免許取得後も自己研鑽に努めている獣医師の指標になることで得意分野の指標になり、ミスマッチを防ぐうえでも有益であることから、認めたほうがいいのではないか。ただし、どこまでのレベルを認めるかは一定レベルが保証される内容であることが必要ではないか。
- ・ 専門医や認定医も含めた経歴の記載の拡充の検討は必要だと思うが、その記載された経歴が現実的に治療に役立つことが前提ではないか。

○ 診療費用の広告について

- ・ 広告可能にできるようにするかは、診療の内容によるのではないか。例えば、予防接種などは値段や内容に差はなく、飼育者の関心が高い。一方、避妊去勢手術や健康診断は、内容によって費用は大きく異なる。
- ・ 動物病院は自由診療のため、診療費の広告については、広告可能な項目、内容、明確な料金表の設定が必要ではないか。
- ・ 費用については飼育者として関心はあるが、ウェブサイトで十分な情報提供ができていれば十分とも考えられ、定額で対応できる場合は別として、適切な基準作りが必要ではないか。

○ 診療施設のウェブサイトについて

- ・ウェブサイトといっても、一般的な傾向としては、必要な情報が十分提供される場合に加え、最近はSNS上で、切り取った情報のみを流す場合もあり、獣医療診療施設の情報提供について現状把握が必要ではないか。